4･2　油濁被害の補償制度

タンカー等からの油流出等で油濁損害が発生した場合、CLC および「1971 年の油による汚染損害の補償のための国際基金設立に関する国際条約を改正する 1992 年の議定書（FC）」により被害者への賠償ならびに補償を行う制度が確立されている。

FC に関連する事案は、その対応等について国際油濁補償基金（IOPCF）で審議されている。2023 年 11 月に開催された会合では、油受取量未報告国に対処すべく同基金事務局長が推定受取量に基づいて請求書を発行できる権限を与える旨の決議が採択された。

加えて、Bow Jubail 号事故での判決を端に発した、持続性油・ケミカル貨物双方の輸送が可能な船舶に対し CLC・バンカー条約のどちらを適用すべきか判断するための標準手続き策定作業に関する進捗共有、ならびにロシア制裁が国際油濁補償体制に与える潜在的影響等について協議された。

上記標準手続き策定にあたっては、CLC 第 1 条に規定された“残留物が無い (no residues)”という意味の解釈作業等が同基金事務局により進められているところ、わが国は「no residues の意味については全加盟国が一致した解釈を持つべきであり、その解釈は物理的に完全に残留物が無い、という事ではなく、既存の国際条約等と照らし合わせたうえで十分に船倉が清掃されており油濁の損害が無いと判断できるものとすべき」旨指摘、各国からの支持を得た。

また、ロシア制裁関連については、わが国はロシア産原油等に係る価格上限制度の確実な履行、および同制度に関し G7 等が公表したアドバイザリーの遵守を全加盟国に呼びかけるとともに、適切な P&I 保険を付保の重要性を主張した。